

議案第46号資料

鶴ヶ島市災害派遣手当等の支給に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、次に掲げる手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において読み替えて準用する法第32条第1項に規定する鶴ヶ島市に派遣された職員に対する<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u></p> <p>(4) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、次に掲げる手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する法第32条第1項に規定する鶴ヶ島市に派遣された職員に対する<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u></p> <p>(4) 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>の施設以外の施設をいう。</p>	<p>備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業</u>の施設以外の施設をいう。</p>